

小児慢性特定疾病指定医の更新申請に関する御案内

日頃より、小児慢性特定疾病医療費助成制度に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

現在、貴機関に所属する医師の内、小児慢性特定疾病指定医の指定を受けられている方へ、更新手続きについて、以下のとおり御案内いたします。

1 制度概要

小児慢性特定疾病医療費助成制度では、医療費助成の申請のための医療意見書を作成する医師は、予め都道府県知事等に指定された「指定医」であることと定められています。

児童福祉法において、指定医の指定の有効期間は5年間を超えない期間とされており、東京都では、申請書類を東京都が収受した月の1日から5年間としております。

2 指定医の要件

以下の①及び②の要件を満たした上で、③又は④のどちらかの要件を満たすこと。

- ① 診断又は治療に5年以上（臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有すること。
- ② 診断書を作成するのに必要な知識と技能を有すること。
- ③ 厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有すること。
- ④ 知事が行う研修を修了していること。

3 更新時期

現在受けている指定の有効期間満了日以内に更新申請を行ってください。

上記期間内に更新申請書類を御提出いただいた場合の指定医有効期間は有効期間満了日の翌日から5年間となります。

例） 指定医指定年月日が令和3年8月1日の場合

⇒ 現在受けている指定の有効期間は令和8年7月31日まで

⇒ 上記期間内に更新申請書類を御提出いただいた場合の指定有効期間
令和8年8月1日から令和13年7月31日まで

4 更新手続きについて

令和7年2月28日から、原則、電子申請となりました。下記 URL にアクセスし、申請フォームに入力をお願いいたします。

<https://logoform.jp/f/QeApw>

〈電子申請の使用が難しい場合（申請フォームの入力が難しい場合）〉

○ 更新申請に必要な書類はホームページよりダウンロードして下さい。

① 指定医指定申請書兼経歴書（従事した期間・病院名称・指定要件等は記入不要）

※主たる勤務先の医療機関以外に医療意見書を作成する場合には、裏面の勤務先医療機関欄の記入をしてください。

② 専門医の認定書または研修修了証

③ 医師免許証の写し（※該当者のみ）

※氏名、医籍登録番号及び医籍登録年月日に変更がある場合

④ お届けの内容と変更がある場合は「小児慢性特定疾病指定医変更届」

○ 郵送をご利用の場合

郵送をご利用の場合、簡易書留や特定記録郵便など、差出・配達が証明される郵便で送付してください。配達が証明される書類（追跡番号等）を紛失した場合や、普通郵便による郵送の場合の不着事故については、責任を負いかねます。

○ 郵送をご利用の場合の提出先及び問合せ先

〒163-8001

東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 30階北側

東京都福祉局子供・子育て支援部母子健康支援課母子医療助成担当（指定医担当）

電話：03-5320-4375

5 ホームページ等

（1）本紙の内容は東京都福祉局ホームページにも掲載しております。

○東京都福祉局ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kodomo/kosodate/josei/syoman/siteii.html>

※ 福祉局ホームページのサイトマップで「小児慢性特定疾病指定医 申請」と検索いただきますと該当のページが出てきます。

※ 又は、一般の検索エンジンから「小児慢性 指定医 東京都」と検索いただきますと該当のページが出てきます。

小児慢性 指定医 東京都

検索

（2）小児慢性特定疾病医療費助成制度については小児慢性特定疾病情報センターホームページでご確認ください。

○小児慢性特定疾病情報センターホームページ

（ <https://www.shouman.jp/> ）